

高圧ガス施設等津波被害軽減対策事例シート

整理番号 20	実施項目 津波注意報・警報時における緊急措置基準の策定	
大項目 緊急措置体制	細項目 緊急措置基準の整備	関連事例 19
実施対象施設 -	実施費用 -	実施に要する期間 数週間程度

津波被害事例等

○東日本大震災以前は、津波を想定しての緊急措置基準を設けている例は少なかったが、多くの命が失われた津波被害を経験したため、近い将来に発生が予想される地震・津波のシミュレーションなどを参考に、津波の襲来を含めた緊急措置基準が必要となっている。

津波対策事例

【津波注意報・警報発表時における緊急措置基準の策定】

- 津波注意報・警報発表時における各施設に対する緊急措置基準（一部検討中のものを含む）を策定しており、津波発生時において速やかな対応を図ることができる。緊急措置基準の概要は以下のとおり。
- 非常事態対策本部員の参集については、津波注意報又は津波警報発表時には自宅待機としている。

津波注意報・警報発表時における緊急措置基準

○：運転継続、×：停止、◆：避難

津波	警報レベル： 津波高さ(m)：	注意報 0.5m程度	津波警報 2m程度	大津波警報 3m程度以上
処置内容・行動	用役施設	○	○	×(ボイラのみ停止) ◆グループ員は避難場所(計器室)にて監視
	製造施設	○	○	×(停止:避難まで必要な安全処置実施) ◆:指定場所避難
	出荷設備・工事車両等			
	海上出荷	×(船舶離棧)	×(船舶離棧) ◆:指定場所避難 ^{※1)}	×(船舶離棧) ◆:指定場所避難 ^{※1)}
	陸上出荷・工事車両等	○	×(車両退避) ◆:指定場所避難 ^{※2)}	×(車両退避) ◆:指定場所避難 ^{※2)}
	その他の施設 (事務棟・協力会社関連施設)	○ (自席待機)	○自席待機 (2階以上への避難)	◆:指定場所避難 (2階以上への避難)
	地震・津波情報センター ^{※3)} 設置	(設置)	↓	
非常事態対策本部設置	-	(設置)	⇒	
○非常事態対策本部員自動参集	自宅待機 ^{※4)}	自宅待機 ^{※4)}	自宅待機 ^{※4)}	

※1) 作業員が指定避難場所へ避難する意。

※2) 従業員が誘導するが、対応不能の場合は協力会社の最上位者が誘導する(緊急避難マップ配布済み)

※3) 対策本部を設置するまでの情報収集・発信等を担う拠点(環境安全グループ事務所)

※4) 震度5強以上の地震を覚知した場合は自動参集することとしているが、津波警報等が発表された場合は人命を優先し自宅待機としている。

要点

○津波発生時などの緊急時に指示を待たずに従業員ほか実施すべき措置・避難の基準をあらかじめ示しておくことで混乱を少なくし、また迅速な対策が打てると思われる。